

名 称 所 在	用 途 (令別表)	発 生 日 時 等	構 造・階 層 面 積	焼 損 程 度 (焼損面積 延 面 積)	死 傷 者
徳山静養院 (精神病院)		昭和35年3月8日 出火 5時50分ころ 覚知 6時28分 覚知別 報知電話 鎮火 7時25分	防火 % 建 1,310m ² 延 1,471m ²	全・半・部・小 687m ² (47%)	死者 3名 傷者 0名 ()
山口県徳山市 大迫田411	病 院 (6)イ				

I 火災概要

① 概 要	本火災は、個人経営の精神病院から未明に出火し、木造ラス張り平家建（一部2階）の病棟3棟が全半焼し、精神病患者3名が焼死した。この火災に対しては、地理水利等の不便な場所での防火対策、施錠管理の必要な施策の建物構造、金網窓の取外し対策および夜間における避難管理対策等を今後の問題とした火災である。						
	階	床 面 積	焼損床面積	用途(売場)	在館者	死 者	避難設備等
② 階 別 状 況		m ²	m ²				屋内階段 1箇所 ④ 泡4 水槽6×200ℓ バケツ15
	2	161.7		本館(院長室) (居 室)			
	①	1,310.1	687	本館(診療棟) 保護棟 男子、女子棟	患者83 病院側 6	3	
	合計	1,471.8	687		89	3	
③ 出 火 場 所	(階、室、部位、可燃物状況、居室・非居室、在・不在) ○保護棟(平家建)の男子側保護2号室から出火 ○保護室の壁、天井は患者の逃亡防止のため、厚さ約2cmの板で囲まれていた。 ○出火室には下半身不隨の患者1名が入院していたが焼死している。				④ 出 火 原 因	不明 火災発見者等は全員が2号室からの火炎や煙を認めており、又前日に出火室の患者の面会人がタバコを渡していること等から、出火室の患者自身の失火によるものと推定されるも確証が得られなかつた。	

⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	(出火部位) 男子側保護 2号室	(出火室への拡大) 板張りの壁及び 天井に燃え移り 拡大した	(他室への拡大) 間仕切り壁及び片 廊下を通して他の 保護室へ延焼した	(他棟への拡大) 接続されている男子及び 女子棟へ片廊下等を通じ て延焼拡大した
	保護棟の男子2号室から出火した火災は、室内の板張りの壁及び天井に燃え移り、間仕切り壁及び廊下を伝わって延焼拡大し、保護棟に連なる棟伝いに男子及び女子棟へと延焼拡大していったが、男女各病棟の内壁がモルタル塗りであり、かつ天井裏に防火壁が設けられていたため、燃焼速度が幾分緩慢となつたため、防火壁付近で消防隊により延焼阻止された。			

II 火災建物概要

① 建 築 管 理 状 況	着工・竣工又は主たる改築等 (不明) 昭和 年 月 日 () 昭和 年 月 日	② 壁 穴 の 状 況	③ 防 火 管 理 状 況
	階 段 <input type="checkbox"/> ダクトスペース <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> パイプシャフト <input type="checkbox"/> エスカレータ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 管 本館（延焼せず）を除き平家建のため該当なし	○消防署と病院側の訓練を毎年1～2回実施しており、この外消防側の防ぎよ訓練等にも隨時協力していた。 ○毎年査察が実施されており、消防からの指導、勧告等は積極的に改善しているなど良好であった。	
	④ 防 火 区 画 等	⑤ 消 防 用 設 備 等	
	○防火壁が男子及び女子病棟に各1箇所設けられていたが、出火場所である保護棟には設けられていなかった。 ○本館と接続する女子病棟との渡り廊下に防火戸が設けられていた。	消防用設備としては、泡消火器と水バケツしかなかったが、管理状況は良好であった。	

III 火災後の行動

① 発 見 状 況	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 発見者 (風呂焚係の患者) <input type="radio"/> 発見の動機 (煙が出ているのを発見) <input type="radio"/> 発見後の行動 (宿直看護人に知らせる) 		
	<p>風呂焚の係を担当していた患者A（男）は、起床後風呂を焚き始めたが、午前6時のサイレンを聞いた後5～10分位して保護室から煙が出ているのを見つけ、2号室の中を見ると火炎が出ていたため、急いで男子棟の宿直看護人（2名）室に至り、外部から窓を叩いて火事を知らせた。その後本館に走っていき本館にも知らせた。</p>		
② 通 報 状 況	<p>通報した <input checked="" type="checkbox"/> (病院側からの通報は著しく遅れた) 発見後約(20)分 <input type="checkbox"/> しない</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 消防覚知の第1報は、出火場所から約200m南方の身体不自由児収容施設からの電話で「徳山静養院が火事らしい気配が見える」という通報があった。（6時23分） <input type="radio"/> 病院側からの火災通報は6時28分になされ、出火後約40分、発見後約20分近くも経過していた。 		
③ 初 期 消 火 状 況	<p><input checked="" type="radio"/> 消火した</p>	<p>成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input checked="" type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 消火時期 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="radio"/> 消火困難性 <input type="checkbox"/> <input type="radio"/> 消火方法 <input type="checkbox"/> 	<p>(理由又は状況)</p> <p>発見者である患者Aからの知らせで火災を知った男子病棟の宿直看護人2名は、出火室に至り、消火器で消火しようと2号室の扉を開けたところ、猛烈な火炎が噴き出す状態であり消火効果は全くなかった。</p>
	<p><input type="checkbox"/> 消火しない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 消火時期 <input type="checkbox"/> <input type="radio"/> 消火困難性 <input type="checkbox"/> <input type="radio"/> 消火方法 <input type="checkbox"/> <input type="radio"/> その他 <input type="checkbox"/> 	
④ 消 火 活 動 概 要	<p>(消防上の支障・困難性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 火災の通報が著しく遅れたため、消防隊到着時は、保護棟は炎に包まれており、男女病棟もすでに火災の中期であった。 <input type="radio"/> 火災現場が道路面より15～20m高所にあり、かつ、進入部署方面は全て有刺鉄線柵で囲まれ、さらには窓という窓には全部金網張りの屋内進入に著しい制限を受けた。 <input type="radio"/> 患者の避難場所が限定されず、又、逃亡する患者もあり、避難人員及び要救助者等の掌握が困難であった。 		

	避 難 方 法	避 難 上 支 障 事 項																
⑤ 避 難 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ○階段を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○エレベーター、エスカレータ利用 <input type="checkbox"/> (人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○窓、開口部から直接地上へ <input type="checkbox"/> (人) ○救 助 <input type="checkbox"/> (人) ○その他(救出、誘導) <input checked="" type="checkbox"/> (80 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input checked="" type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input checked="" type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良、機能不良、未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input checked="" type="checkbox"/> (異常行動) 																
	<p>○男子看護人の2名は、男子保護1号室の女性患者を出したが、再び室内に入ろうとしたため、屋外までつれ出さなければならなかった。その後男子病棟患者の避難誘導に努めた。</p> <p>○女子看護人（1名）は女子保護1・2号室の2名を避難させ、3号室の患者を抱き起こしたが、このとき浴室側から煙が来たため、先に5号室に入り救助しようとしたが、患者が抵抗したため時間がかかった。やっと屋外へ救出し、結核患者4名を起こして外に避難させ、再び3号室に行こうとしたときは煙にまかれて断念せざるを得なかつたため女子病棟の患者の誘導に努めた。</p> <p>○男・女病棟の患者は、廊下に出て騒ぎ出し、火点の方向に走り出す者や、金網にしがみついて逃げようとしない者など大混乱となり、これを統制するのに精一杯の状況であった。</p>																	
⑥ 死 者 の 状 況	<table border="1" style="width: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">健康人</td> <td style="padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(泥酔者</td> <td style="padding: 2px;">名)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">要保護者</td> <td style="padding: 2px;">3名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">[乳幼児</td> <td style="padding: 2px;">名]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">高齢者</td> <td style="padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">身体不</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自由者</td> <td style="padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">病 人</td> <td style="padding: 2px;">3名</td> </tr> </table>	健康人	名	(泥酔者	名)	要保護者	3名	[乳幼児	名]	高齢者	名	身体不		自由者	名	病 人	3名	<p>避難上支障となった事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input checked="" type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input checked="" type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良、機能不良、未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input checked="" type="checkbox"/>
健康人	名																	
(泥酔者	名)																	
要保護者	3名																	
[乳幼児	名]																	
高齢者	名																	
身体不																		
自由者	名																	
病 人	3名																	
	<p>○出火室の患者Bは中風で半身不随であり、火災発見時はすでに死亡していたものと考えられる。</p> <p>○男子保護5号室で死亡していた患者Cは、煙にまかれて死亡したものであるが、2号室からの火煙噴出により男子看護人の確実な検索ができなかつたものと思われる。(患者Cは平素逃亡のくせがあり、看護人も潜在的意識があつたため、よくさがさなかつたものと思われる)。</p> <p>○女子保護3号室で死亡した患者Dは身体の衰弱が甚だしく、全く動けない状況で、看護人が一抱き起こしているが、煙が来たので火点に近い5号室の患者を先に屋外に救出し、その帰路の患者を起こすなどして再び3号室にもどろうとしたときは猛煙のため救出できなかつた。</p>																	
IV 問題点・教訓等																		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 発見、通報が著しく遅れており、このような特殊施設にあっては即、多数の死者を出す事が明白な理であり、自力避難が不可能な者を収容する施設については、容易に延焼拡大しない建物構造とするよう検討する必要がある。 2. 窓等の金網について、設けない訳にいかないとすれば、非常の場合に容易に取り外す事のできるよう研究する必要がある。 3. 火災時の非常時には、精神病患者の異常行動から大混乱が起り、わずかな宿直人等では収集のつかない状態が必ず発生する。これに対処するため、専任警備員や宿直看護人を増員し、強力な自衛警備体制をとる必要がある。 4. 精神病院等の特殊施設にあっては、平素の見かけだけの訓練より、夜間等も想定した実態にあわせた実行性のある検討をしていく必要がある。 																		

保護室の出入口 のカギの状況

